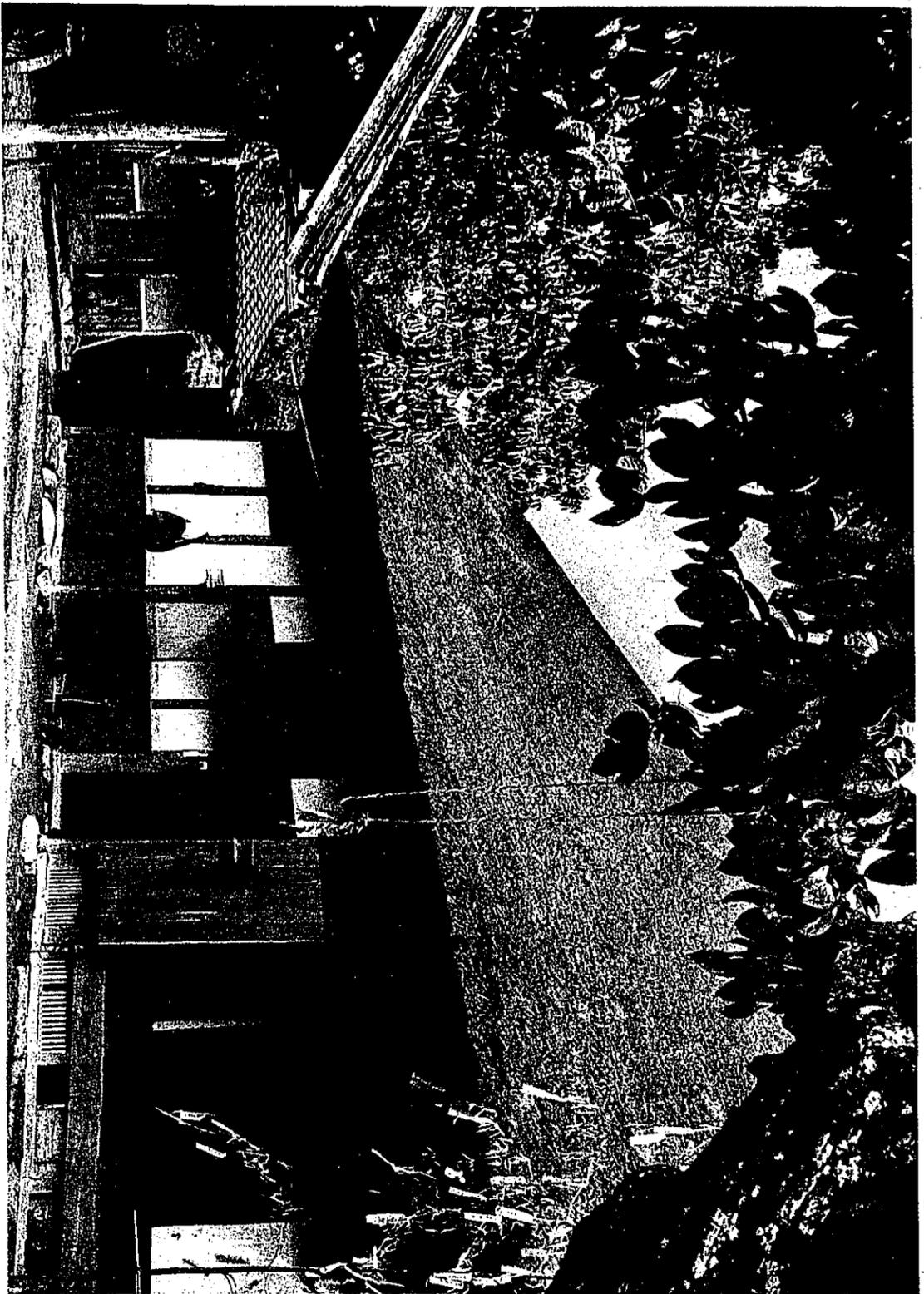
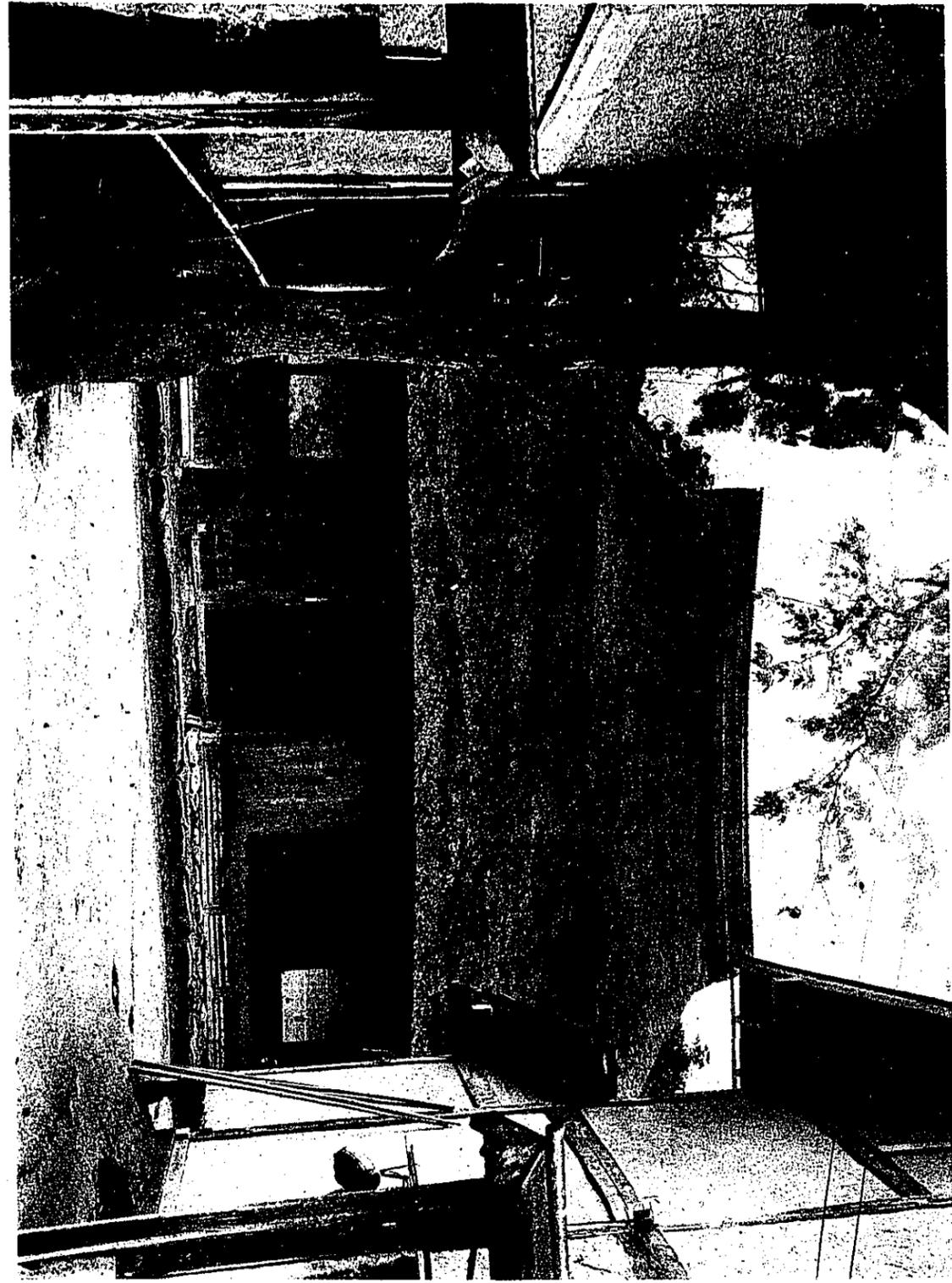


小嶋村 水谷庄藏氏 9



五千石町 湯原政次氏 10



五千石町 湯原 甚喜藏氏 11



五石町 桑落景観 12

縣下の概観

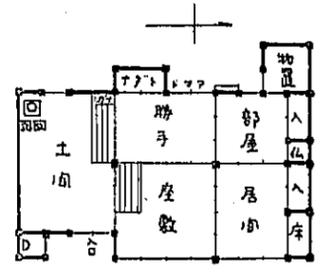
中國地方で四室の縦喰違の間取(第二圖参照) ㊦の形式は本縣に最も多く分布して居つて、是は他の整型の間取よりも數に於て多い様である。是に次いで、山間部地方には三室の原型の間取が可成り見られる。整型の四間取(第一圖参照)は平地に比較的多く見られる様であるが、一般に本縣は地味が瘦せて、平地が少なく、山間部の交通も比較的不便で、他の縣に比して昔から文化が遅れ、自然に原始的の間取が多いのではないかと思ふ。

本縣に原型と、四室の縦喰違の間取が多い事は注意すべき事柄であつて、此の二つの形式が西方系に於ける我國の住家の最も古い形式を代表して居る事を示す一つの例と見てよいであらう。此の事は中國地方の概説の所にも説明しておいた通りであるが、要するに此の三室の原型が我國の農家建築の原始型と看做す事が出来るのである。四室の喰違と、四室の田字型の間取は是れから發達したものと見られるのである。

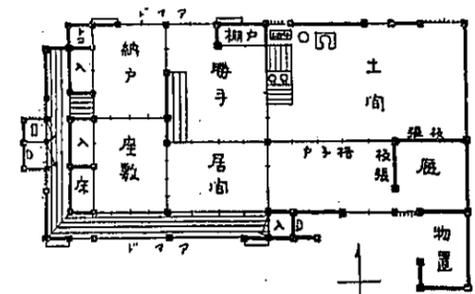
次に本縣下の農家の構造に就て述べておき度い。此の地方では一番簡単な小屋造りをサス造りといふて居る。是れは後の山口縣の例で述べてある梁懸けといふのと同じものである。是れらの場合には屋根裏はサスの下の空間が明いて居るから藁などを置くのに用ゐられるが、普通アマダと稱する竹の簀がきをニワの厩の上部の方に造つて、茲に藁を置いて居る。上等な構造は本小屋造りと謂ふて、棟の下に束を立て、是に縦横に貫を張り通してある。従つて此の様な構造は藁を置く事が出来ぬのである。此の様な構造では自然本桁の外に二番桁、時には三番桁があり屋根を高く組み上げて、大きな屋根の外観が立派に見える事になるのである。此の外に本小屋造りの簡單なものを半小屋造りと呼んで居る。

本縣下では鳥取市を始めとして鐵道沿線の主要なる村落には何れも赤瓦を盛んに用ゐて居るが、少しく鐵道から離れると少なくなつて、母屋は茅葺でも新築の蠶室などを赤瓦で葺いて居る。東部の八頭郡等の山間部では赤瓦を用ゐ

て居るものは見られない位である。



村保美郡見岩
2×2型整(一)



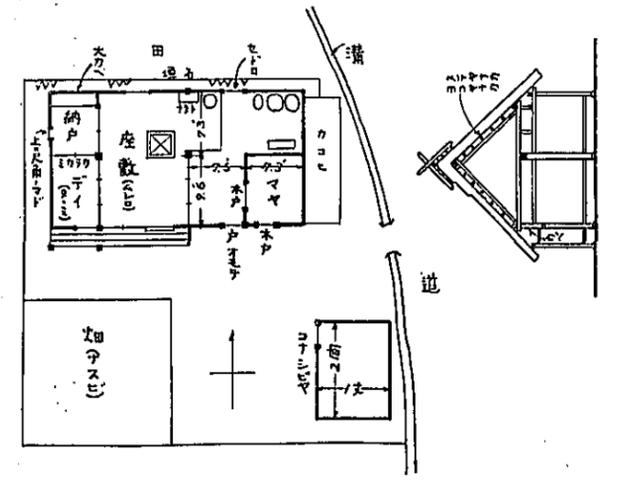
村影面郡見岩
2+2型逆喰(二)

圖版説明

圖版第一、第二、第三 鳥取縣八頭郡智頭町西尾熊太郎氏の家である。智頭町は鳥取市から因美線に乗り換へて約一時間程山地に入った所で、山中の盆地に發達した町である。那岐峠を越えて美作國勝田郡の津山町に通ずる縣道に接してゐるので、美作方面との交通がある。西尾氏の家はその町外れの部落にあるのであるが、此邊は相當昔から古い家があつたと見えて、西尾氏の家なども五六代前の先祖が建てたものだろうである。此の家は間口凡そ五間、奥行凡そ二間半、三室の原始的間取で、上手に納戸とデイがあり、その下手にある全室の廣い室を座敷と云つてある。ニワとの境にある大黒柱は栗材が使用してある。又座敷の中央大黒柱に寄つた所に爐が切つてある。此の家では炊事を此の所で行つて居るので他に竈を設けて居ない事も關西地方としては珍しい現象であらう。又母屋の中に廊が取つてあるのも此の地方の特色であらう。

家の外壁は座敷の正面の障子二枚と後の一枚、其他ニワの出入口を明けた丈で四周を殆んど大壁で厚く塗り込めて、極めて非開放的である。納戸は上部に尺角の小窓が一つあるに過ぎない。此の古い百姓家を見ると、決して我國の農家建築は開放的であると一概に結論出來ないのである。

屋根は主に藁で葺いたものであるが、棟の破風の煙出しは極めて小さい。棟の上には木のカラスオドリが抑へてある。此の抑への下には七本

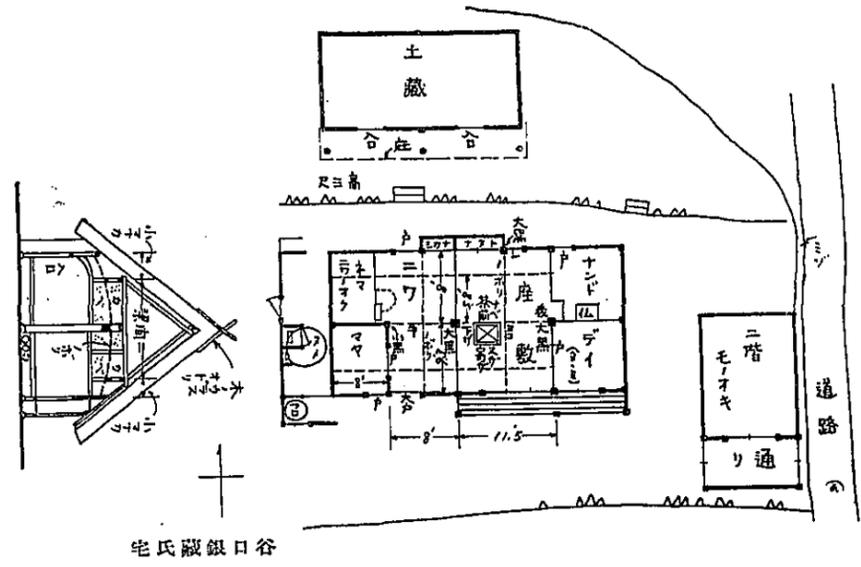


竹で棟を抑へ、是に細を通して棟を締めつけてある。此の細を通した所から雨水が入らぬ様に藁の束で先づ是を抑へ、その上に木の抑へをかぶせたものである。であるから木の抑への下に藁の束が見えて居る。木の抑へは繩の上からかぶせる爲めに下端を削つてあるのである。是は抑へが單なる裝飾的のものでなくて、構造的の意味を持つたものである事を明に示して居るものである。

圖版第一はその全景で横の道路の方から見たもの、手前の葺下しは物置の爲カコヒを設けたものである。圖版第二はニワの入口と、厩の戸の部分及び棟の抑へがよく判る。圖版第三は所謂座敷の内部、ユルリが生活の中心をして居ることが窺はれるであらう。

圖版第四 前掲圖版と同じ村落の谷口銀藏氏の所謂座敷の内部であるが、此の家の間取も前の西尾氏の家と同じである。唯ニワが左側の方に附いて居る爲めに間取が東西に反對になつて居る。

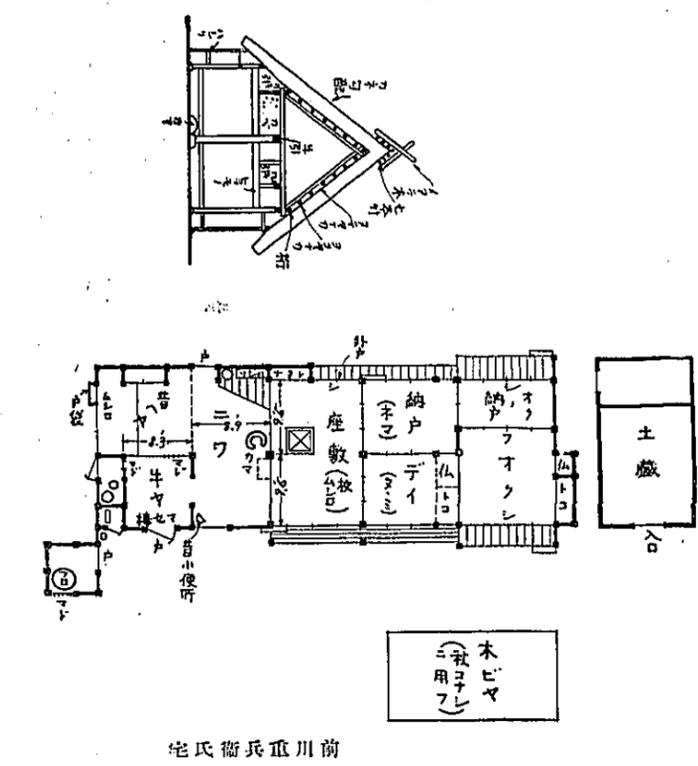
ニワの奥に寢間が取つてあるのも此邊の古い慣習であらう。老夫婦は納戸に寝て、若夫婦が此寢間に寝るのである。此の家の構造は断面圖に示す様に二間の梁があり、その前後に小マナカ(半間の事をマナカと謂ひ是れより少し狭き故に小マナカと云ふ)の下を取り込み、大屋根を葺き下したものである。昔柱間をマナカにすると税金が懸つたので、是を少しくつめて、小マナカに



宅氏藏銀口谷

したと謂ふことである。又ユルキ(爐)の下の上り鼻との間も小マナカになつて、座敷がそれ丈け間延に廣く造つてある。此の邊の山間部では家の四周に瓦のシコロを作らず、棟から庇迄葺き下したものが多い。座敷の中央と、ニワの中央に登りと稱する曲つた木が前後の桁に張り渡してある。此の家はニワの上部と座敷の後半の上部とにツシを設け物置きに使用してある。敷地は東側に道路があり、是れに接して二階建の物置がある。その一部が通りになつて、その入口を通過つて母屋の前のカドに出る様になる。母屋の裏は一段高い敷地になつて、そこに土蔵が設けてある。

圖版第五、第六 前圖版と同じ村の前川重兵衛氏の外観と座敷の内部である。此の家の間取も前の家と同様に三室のものであつたが、養蠶の爲是れに上手のオク及びその裏の奥の納戸を増したものである。其の結果間口に添ふて三室並んで上手に喰違ひの形式が出来て居るが元來が原型に屬するものである事が明である。ニワの半屋の裏に昔部屋があり若夫婦の寢間であつたが今は半分をニワにして、僅に仕事の爲めに板間に藁が敷いてある。



宅氏衛兵重川前

端に圖版第一で説明した様に溝を付け、藁の結び——此の事をメアラと謂ふ——を抑へる様になつてゐる。圖版第五はその外観を示したものである。手前の瓦葺は風呂で向ふの瓦葺は土藏である。圖版第六はニワより座敷の方を見た所である。左の戸棚、正面の縦棧の入つた戸は何れも裝飾的效果を示して居る。

圖版第七 八頭郡智頭町大字南方の部落であるが、千代川と謂ふ川を挟んで兩方に小部落が蒐つて居る。是れは縣道から橋を渡つて少し行つた所で田の中に石敷の立派な道がある。田舎で此の様な舗装のある所は珍らしい。その向ふに見える菟村部落が此の圖版に示すもので、家の造りは略同じである。白壁の土藏が見える、茅葺屋根も同じ形である。圖版第一の西尾氏の家と、第四圖の谷口氏の家は此の部落にある。

圖版第八、第九 鳥取縣は地形が自然に恵まれない所で、海岸に廣い平地が殆んどなく、唯東の方鳥取市を中心として、八頭郡の方に入る千代川の流域と、中央に倉吉市に流れる矢神川の流域があり、西方に米子市に流れる日野川の流域があるが何れも狭く、流域は平野と云ふよりも谷間と云つた方が近い。

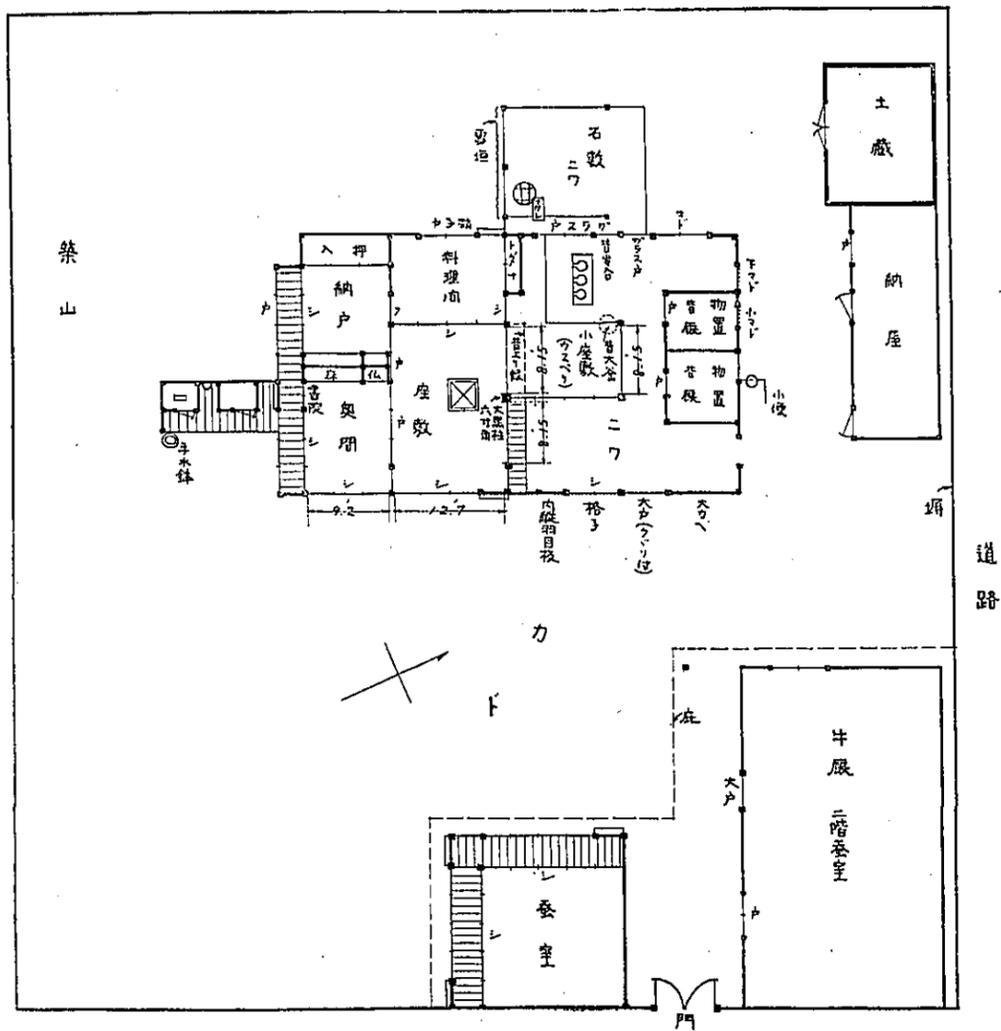
圖版第八は倉吉の町から乗合自動車で約三十分程山の方に入つた所、東伯郡小鴨村の水谷庄藏氏の家である。此の村は昨年の風水害で田畑が流され荒廢したので、誠に氣の毒である。従つて土地肥沃ならず、山陽地方に比べて山陰地方は萬事貧しい事が解る。此の部落なども菟村と散村との中間にある様な、比較的散在的の性質を示してゐる。

水谷氏は此の村の村長をして居る人で此の家の間取は喰違の $\text{10} \times \text{10}$ の型となり、同時に座敷が廣間となつてゐるのであるが、然し他の家の例を見ると何れも大黒柱の所に前後の間仕切が來てゐる。それ故若し此の家の大黒柱の所に間仕切を設けるならば奥間の奥行よりも狭い間となるのである。然る時は喰違の $\text{10} \times \text{10}$ の形となるのであるが、何れにしても此の地方には比較的例の少ないものである。ニワの中央に小座敷が突出してゐるが是は後に改造したも

ので、昔は此の一方に大釜があつたと謂ふ事である。又その下手に物置が二つ並んで居るが昔は何れも厩であつたさうである。

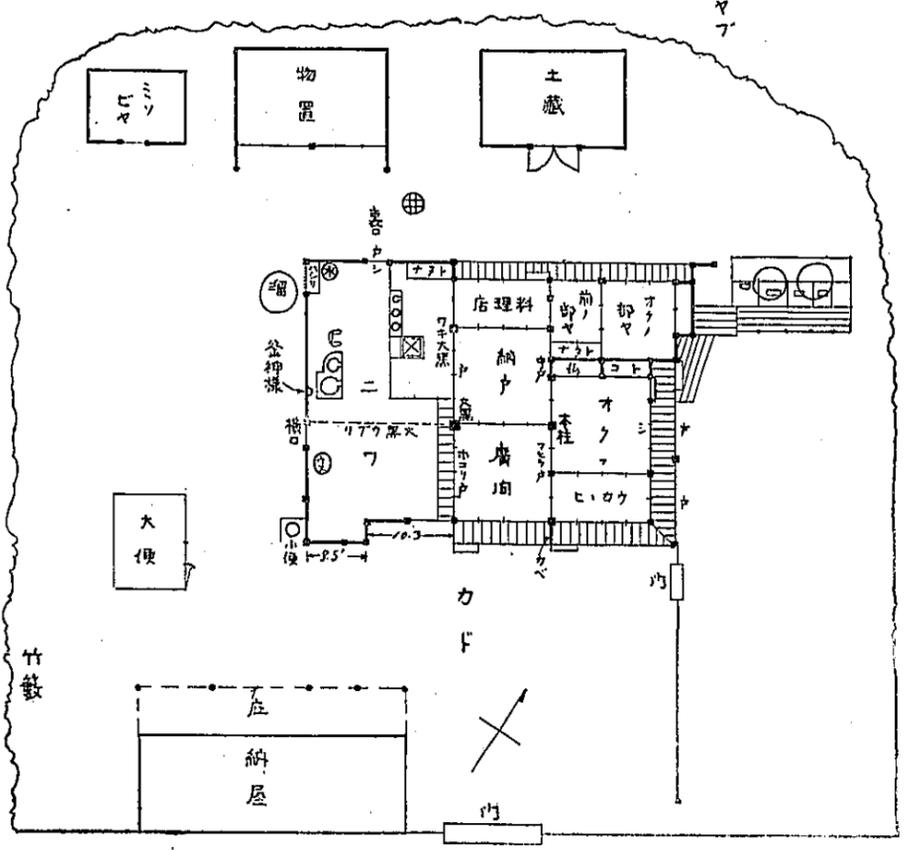
敷地は中央に母屋があり、その前面の廣場をカドと云ひ、その前に赤瓦葺二階建の蠶室があり、その中央に門がある。是は新らしい建物である。門を入つて片方の棟は牛廐及び農舎になつてゐる。母屋の下手に土藏と納屋があり、敷地の周圍には塀が圍らしてある。

圖版第八は母屋の外



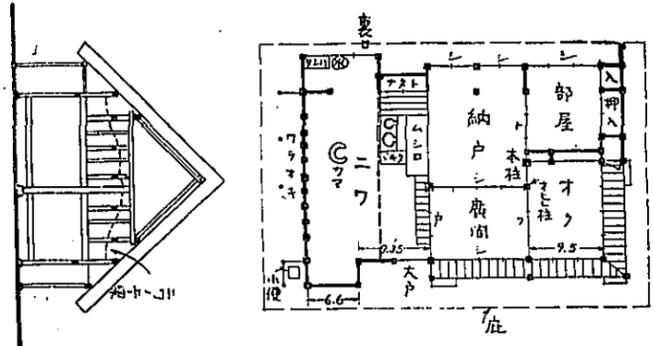
観を示し、同第九はカドより瓦葺二階建の門を兼ねた鑑室を見たものである。

圖版第十 伯耆國西伯郡五千石村、湯淺政治氏の家の前面である。鳥取縣の西部米子市から法勝寺行の電車に乗つて僅か行つた所から間もなく五千石村である。此の邊はやゝ平原も多く家の造りも立派である。この家の間取は奥行三室の喰違の形式になつて、上手に部屋（奥の部屋及び前の部屋）奥及びツカガヒの三室があり、其下手に料理間、納戸、廣間の三室が取つてあつて、上手の仕切と下手の仕切がそれ／＼喰違つて居る。この間取を次の圖版第十一の湯原惠喜藏氏の間取と比較して見るとその奥行二室の喰違の形式の間取から變化したものである事が直ちに了解出来るであらう。即ち後者の部屋を左右に分けて奥の部屋と前の部



屋とし、又奥の間を前後に仕切つてその前にツカガヒを取り、下手の納戸を前後に仕切つて料理間を取つたものである。又納戸の下手に炊事場があり此處に爐とクドが設けてあるが、同時にニワの下手にも大釜とクドが築いてあり、剛の方にハシリと水甕が置いてある。この邊の疊は長さ六尺三寸で、柱間は是に合せて造る。ニワから廣間に入る處に大黒柱があり、ニワの上に大黒カブリと稱する大きな美事な丸太の材が表はれて居る。屋根の合掌は是を二間梁で受け、其の下に束を建て、更に三間梁で是を受け、是を中で支へて大黒柱に乗せてある。大黒柱から上の床張の部分には天井が張つてあるが、廣間の上だけ四尺程低くなり、物置に用ひてある。是は納戸の天井の横から出入する様になつて居る。奥の天井も納戸の天井と同じ高さである。ニワの上には天井が無くて屋根裏が見えて居る。又ニワの横の外壁は内部は眞壁になつて柱と貫が見せてあるが、外部は大壁になつて土で塗り込んである。この家は昔庄屋の家柄であつたので奥の間の前にツカガヒを取り是に廻り縁を設けてある。宅地は東南を向き、中央に母家を取り前面の門を入つて左側に瓦葺の納屋を設け、裏に土藏、物置及び味噌部屋が設けてある。圖版第十はその母屋の前面であるが、白壁の外壁より入口を三尺入込ませその上に楣を渡し、軒下に格子窓を取つたあたり、此の地方の代表的手法を示してある。

圖版第十一 前圖と同村の湯原惠喜藏氏の家で前述の如く間取は奥行二室の喰違の形式であるが、この様な間取は八頭郡の原始的間取と比較して見ると其の發達の過程が明らかになると思ふ。即ち下手の納戸と廣間の部分が前者では全室の座敷となつて居たが是を前後に仕切つて四室の喰違ひとしたものであら



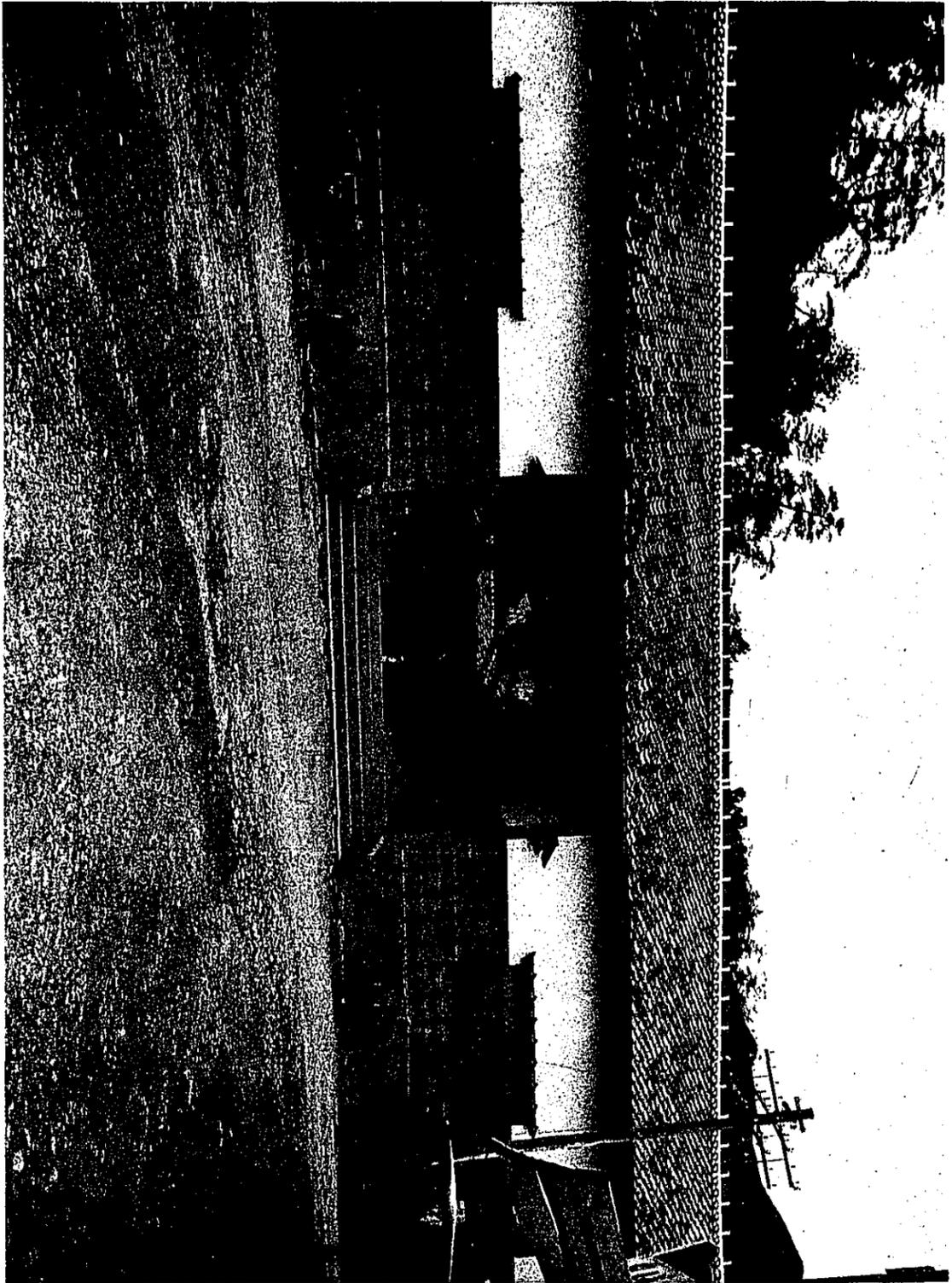
湯原惠喜藏氏宅

う。この家も昔は納戸と廣間の仕切がなくて一室であつたものであらうと思はれる。其他大體に於て前圖版と變りはない。床張の室の部分には板の天井が張つてあるが、更に其上の梁にヤマトがある。ニワの上部にはヤマトがなく、屋根裏迄木組を見せて居る、断面圖はニワの上部を示したものであるが、この部分には數多の梁や登りを架して是等を稍々裝飾的に取扱つてある。

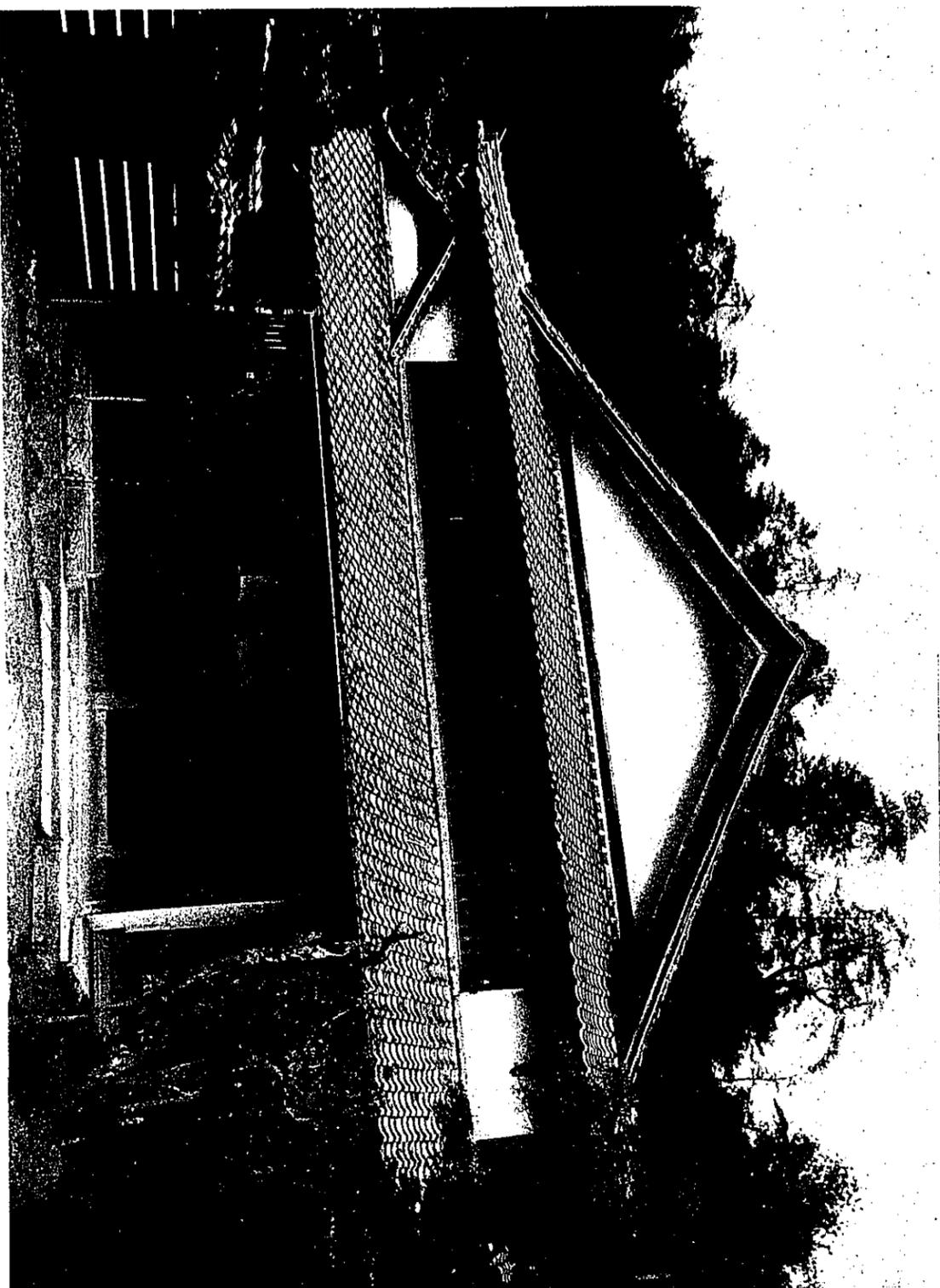
圖版第十二 此の村は水の豊富な村で小川が流れ是に水車などが架つて美しい水郷と云つた様な景色である。其の間に部落が點在し、新しい家は此の圖の様に二階造りの瓦葺になつて居るが是れは山陰地方特有の褐色の釉薬の瓦が葺いてあつて美しい。是は但馬の城崎から西方の海岸地方に廣く分布して居て、鳥取縣の海岸地方を旅行して見ると低い山の連りが海岸まで延び、處々に白い砂丘のうねりが見えて其間に農村が點在して居て赤い瓦と葛屋とが入り交つて見えるのがこの邊の風景である。

此の家の様に瓦葺二階建の住家は新らしい構造であるが、赤釉薬の瓦で葺き更に外壁にも白漆喰と腰の海鼠壁を見せたものは農家としては他の地方にも多くない例である。

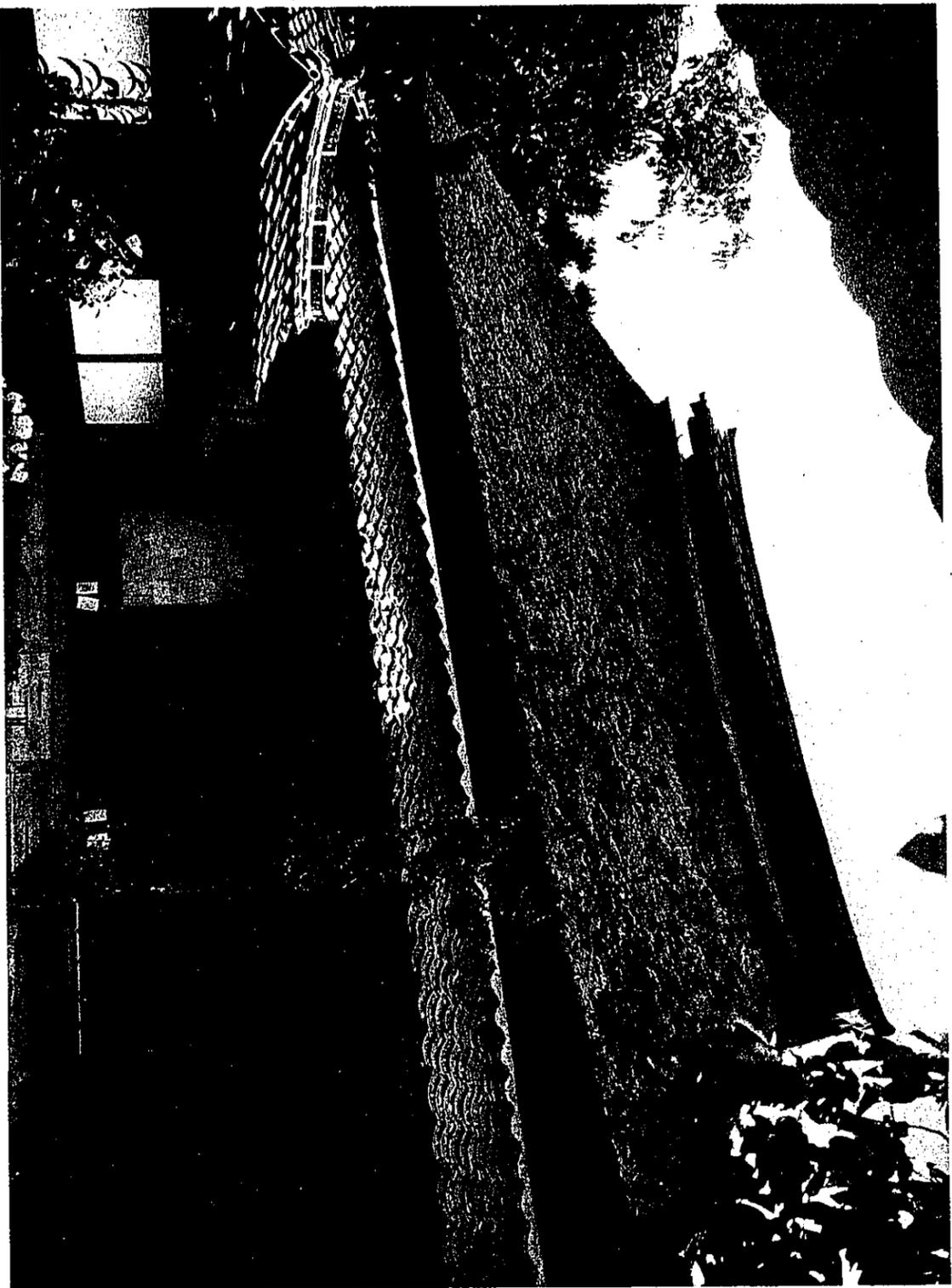
島根縣



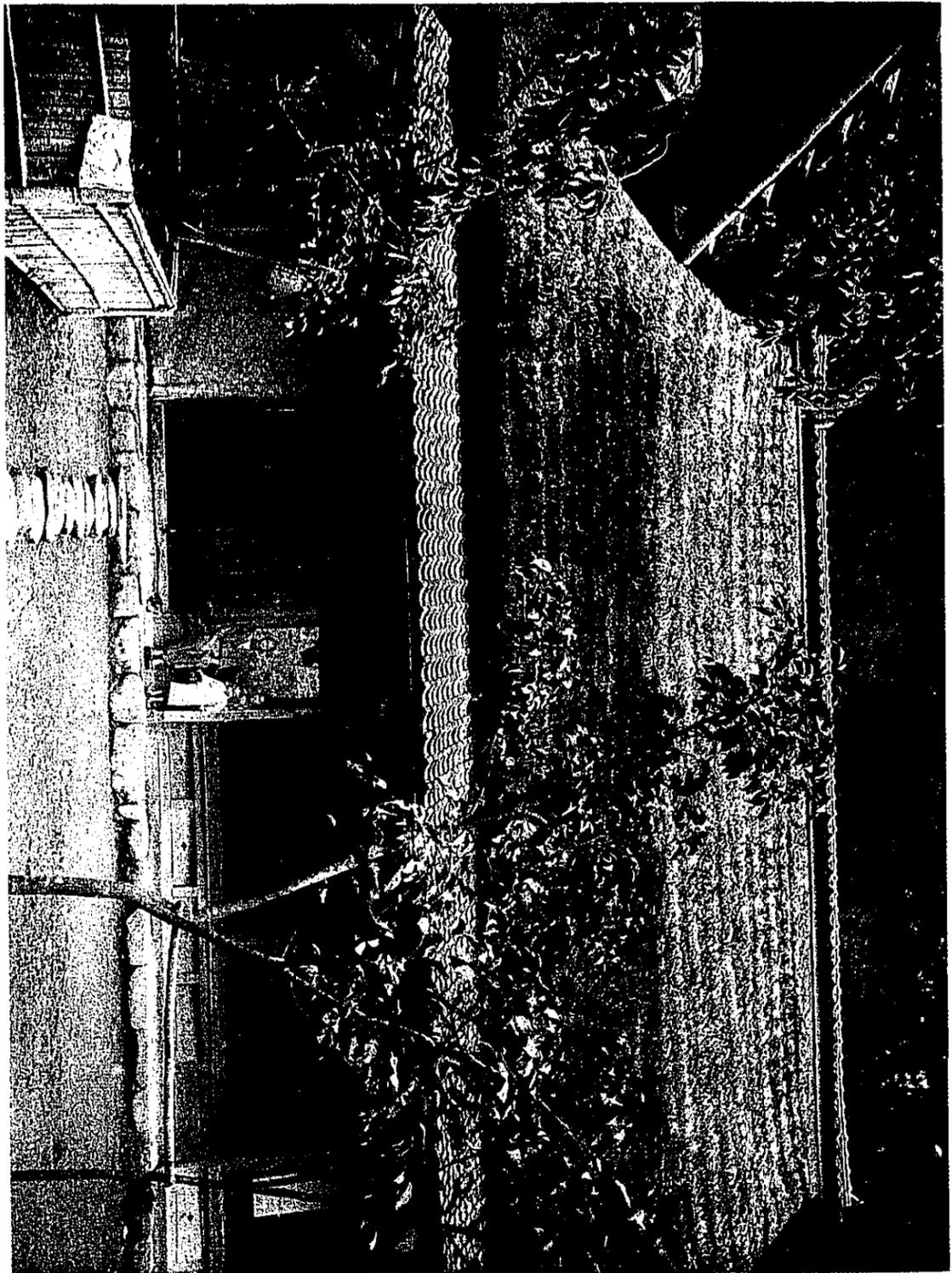
13 杵築町 千家宗統氏



14 杉築町 千家宗統氏



高濱村 太田船次郎氏 15



湯里村 山根孝太郎氏 16



湯里村 山根孝太郎氏
17



湯里村 井富太郎氏 18

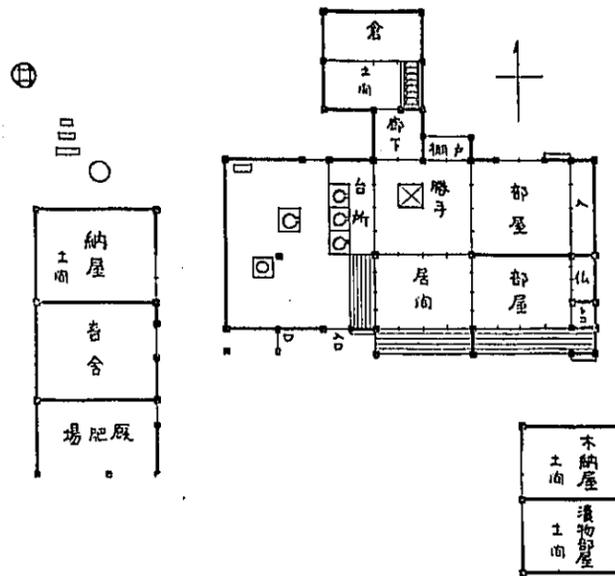
縣下の概観

本縣の農家の間取を見るに大體に於て整形の間取が大多數を占めて居る。その内で四間取の 10×10 が約その半數を占め、六間取の 20×20 に屬するものが是に次ぎ、 30×30 の九室の大きな間取も少數見られる。又隱岐島及其他には 20×21 として表はして居る間取が少數見られるが、是は整形四間取の下手の後に中の間と勝手が竝んでニワの方に突出し、是にツイてニワの後半に板の間を取り、此所に流し及び竈が設けてある。此の様にニワの後を板の間にした例は北陸並に本州中部以北には多いのであるが中國地方には寧ろ珍らしい例である。(第二圖参照)

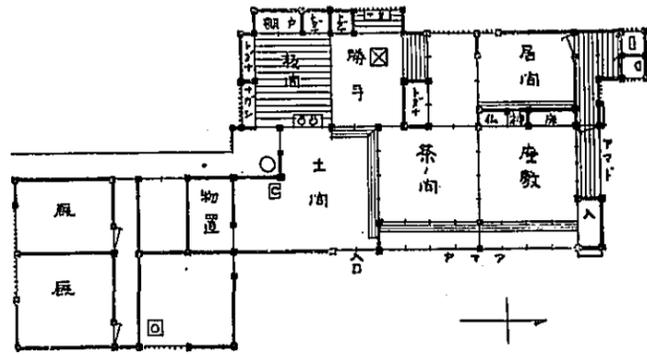
四間取及六間取の勝手の裏に母家から臺所が突出して居るものがある。(第四圖参照) 是等は出雲の國の簸川郡及び飯石郡の方に比較的多く見られる。又此の地方では此の臺所が半ば母家の内に取り入れられた様な形式になり其の結果勝手の部分が前後に仕切られた様な形になつたものが見られる。是が六間取の場合には上手の前の二室の座敷とその裏の二室の納戸及部屋との仕切が必ず壁で仕切られて居て、是に床、棚、戸棚を前向きに竝べて設けてある。(第五圖参照)

出雲國の地方では一般に座敷と後の納戸との仕切が壁になつて是に平床を設けたものが多いことは著しい特徴である。是は簸川郡が最も多く、是に次いで八束郡、飯石郡、能義郡等にも多く見られる。此の仕切壁の意味及び原型三室の間取との關係に就ては中國地方の概観で述べた通りである。又西の石見國では總じて床の間は妻の方にあるが、那賀郡には少しく平床が見られる。

九室 30×30 の間取は少數乍ら各地に散在して居るが、何れも上手の奥に奥納戸があり、仕切壁を距て、其の前に脇床の付いた上座があり、更にその前に下座があつて是に廻り縁が廻らされてある。従つて庭園は西側に設け、上座から是を眺める様になつて居る。(第六圖参照)



村里湯郡摩通
2×2型整(一)



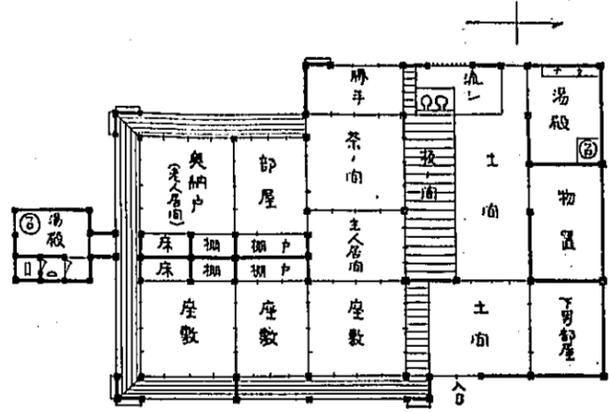
村郷東郡吉周
2×2+1型整(二)

土間の幅は一問半乃至二問半位のものが多いが、六間取のものになると稍々是よりも廣くなつて居る。出雲の國の方では一般に土間の前後をア、ラ、シ、戸で仕切つたものが比較的多く、又其の下手に農舎を別棟に建て、是を前ニツから土間で連絡させたものがある。(第四圖参照)

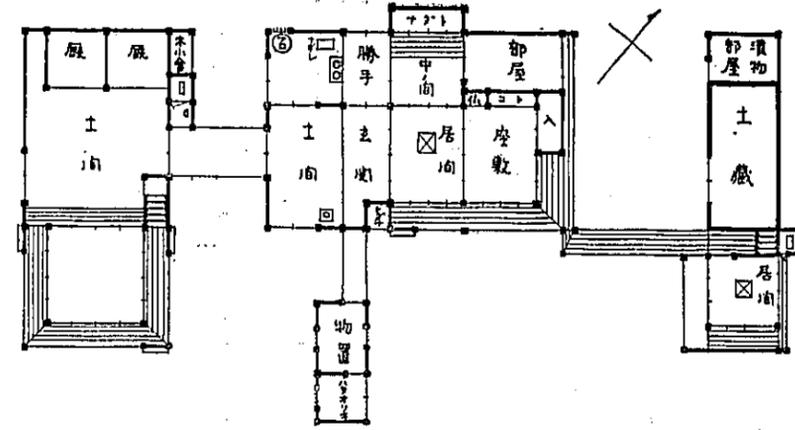
山地の飯石郡及び、仁多郡地方にはニツの隅に厩を設けたものもあるが、又此所を改造して部屋及び其他に使用して居るものもある。(第五圖参照)

石見國の方では那賀郡及美濃郡地方には勝手の間が廣くなり、其の板の間がニツの方に半ば突出して此所に竈、流し、爐などを設けたものが多い。更に隠岐島になると前述の様にニツの後半が全部板間になつて居る。(第二圖参照)

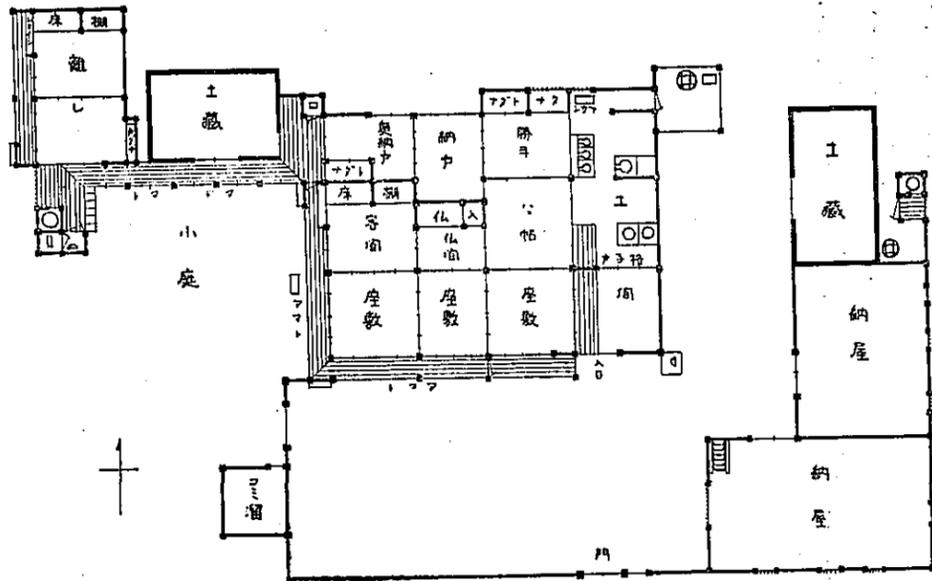
屋根は海岸地方で交通の便利な都會の附近には釉薬の瓦葺の家が多く見られるが、其他の地方には多くは葛屋の家が見られる。赤釉の瓦を石州瓦又は油瓦と云ひ石見の長濱の産が多く、是は右重ねになつてゐる。黒色の瓦は秋鹿及び大津の産が多く是は左重ねになつて居る。又簸川郡地方では八束郡來待村に産する來待石を炭斗瓦の代りに用ひ棟の上に來待石を矩形の長物に切つて美しく並べ、破風の端で是を反らして裝飾的に取扱つて居る。又この石でクドなどを作つて居るものが多い。



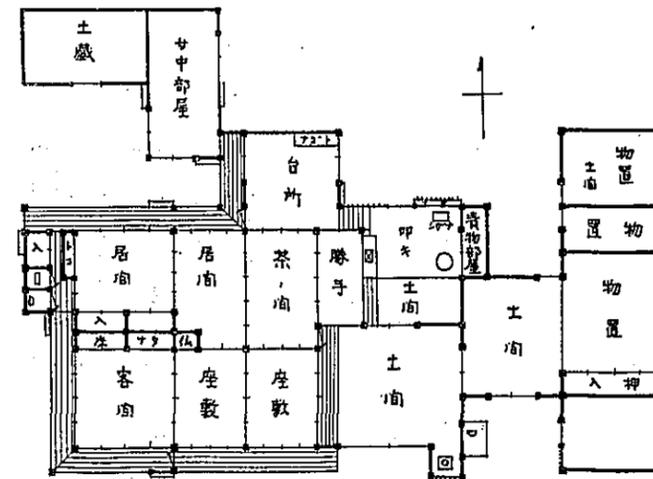
宮一郡石仮
2 × 8 型整 (五)



村成三郡多仁
2 × 3 型整 (三)



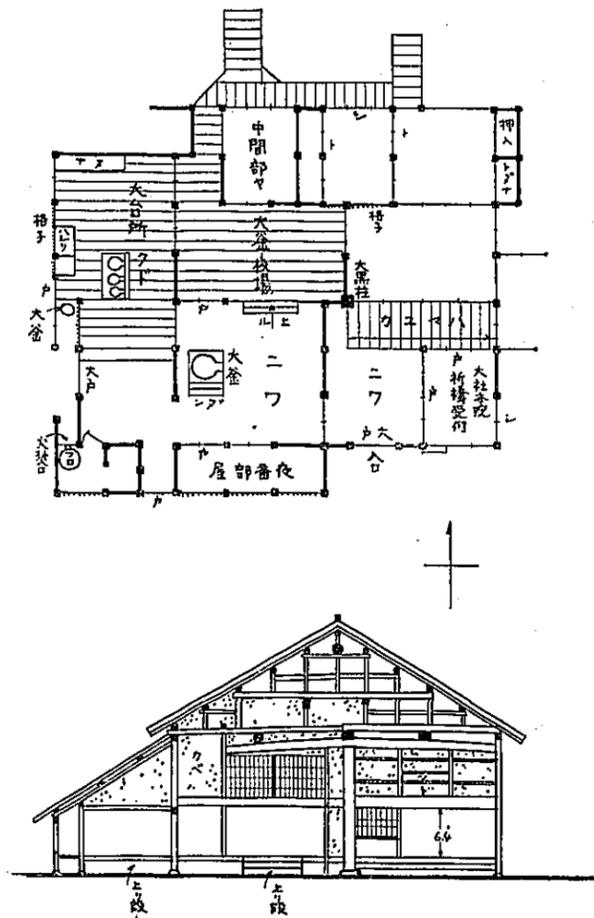
村治郡那賀那
3 × 3 型整 (六)



村濱高郡川鏡
2 × 3 型整 (四)

圖版説明

圖版第十三、第十四 出雲國鏡川郡杵築町は出雲大社の鎮座せらるゝ處、千家家はその出雲大社の神主として代々相傳へた古い家柄である。圖版第十三は千家宗統氏の長屋門で、瓦屋根の棟の上には八束郡に産する來待石を棟瓦の代りに用ひてあるが、これは此の地方の瓦葺の一般の風習になつて居る。圖版第十四は母家の入口を示したものである。その間取を見るに中央に大きな大黒柱があり、前のニワから入ると広い板の間の上り段があるが是をハマユカと呼んでゐる。それから奥の方に入るに玄關を経て裏の別棟の座敷の方に通じる事になつて居る。又大黒柱の左側には広い板の間と、大臺所があり、其の前のニワに直徑凡そ三尺位の大釜が据ゑてある。此處の広い板の間の事を大釜の板の間と呼んで居るが、恐らくこの部分が昔の臺所で現在の大臺所は下屋を葺き下したもので後から建増した様に思はれる。この家は妻入りの構造になつて居て間取の全體は可成り古い形式を傳へて居る様に思はれる共一般の農家の構造



とは可成異つて居るので之を以て直ちに此の附近の農家の間取と比較する事は出来ないが、参考の爲に此處に示す事にしたのである。

外觀は軸掛の瓦、腰の羽目板、棟の石、壁の漆喰等何れも特に古いものではないが此の附近の町屋に用ゐらるゝ少々代表的なる外觀を呈して居る。

断面圖に示す様に小屋組は梁と束とを幾重にも組み上げて、之に母屋を渡してはこれに樫を支へる方法であつて、普通の瓦葺の構造と大差はないが、梁間が広い丈に棟木と桁との間に四本の母屋が入つて居る。

圖版第十五 宍道湖の西部、斐伊川の平原地方の一部落鏡川郡高濱村、太田祐次郎氏の母家の外觀であるが、この家の間取は整理六間取の間に西の座敷を建て増して、又裏に廊下で土蔵を連絡し、更に下手に納屋をニワから連絡して建て、ある。この家は昔は整理四間取の形式であつたが後に養蠶の爲大黒柱の下手のニワを一間だけ床張にして細長い室を設けた爲に六間取となつたものである。昔は入口が現在のより口の板の間の前面にあり、その横に便所があつたと云ふ事である。入口のニワを半ニワと云ふて居るのは恐らく此處に牛厩があつたのであらう。上手にある表とその裏の納戸との仕切壁に設けた床の間及び表の廻り縁などもこの地方の特徴をよく表して居る。又表の間には椽側に添ふて柱が一間間に立つて居るが、之は昔風の建方であつて、今日の家は中央に柱を建てぬ。床張の室には天井が張つてあるが、その上に更にヤマト天井が張つてある。ヤマトは竹の簀の上に菰を敷いて土を一寸位塗つたものである従つて天井が二重になつてあるわけである。又宅地の西方に防風林を設けて強い西風を防ぐ様になつてゐる。

家の外觀を見るに大屋根の周圍に瓦葺のシコロがあり、棟には瓦棟があつて、通風がよくなつてゐる。之は恐らく養蠶の爲めであらう。此の地方の葛屋の棟は一般に棟飾を葺き葺いたものが多く出雲獨特の棟の反つた形をして居